

提案競技により、静岡県立こども病院電子カルテシステム構築業者を決定するので、次のとおり公告する。

平成 21 年 7 月 23 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 神原啓文

1 開発提案競技の概要

(1) 業務名

静岡県立こども病院電子カルテシステム構築業務

(2) 開発提案の内容

静岡県立こども病院電子カルテシステムの開発・導入・調整・研修 一式

(3) 履行期間

契約の日の翌日から平成 22 年 9 月末日まで

(4) 担当部局

静岡県立こども病院事務部経営室

〒420-8660 静岡県静岡市葵区漆山 860

電話番号 054-247-6251 F A X 054-247-6259

電子メール katsuhiko-yamazaki@shizuoka-pho.jp

2 参加資格

- (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第 3 条 1 項、3 項及び 4 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 「情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等」(平成 11 年 8 月 3 日付け静岡県告示第 644 号)に基づく入札参加資格のうち、情報システム開発業務について認定を受けた者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、提案書等の受付期間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正 11 年法律第 72 号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) これまでに、300 床以上の病院に電子カルテシステムを開発・導入した実績を有すること。
- (6) 本システム稼働後の障害発生時等に、迅速に保守を行う体制が整備されている者であること。

3 手続等

- (1) 静岡県立こども病院電子カルテシステム構築業務公募型提案競技募集要項(以下「募集要項」という。)の交付

ア 交付期間

平成 21 年 7 月 23 日(木)から平成 21 年 8 月 10 日(月)までの日(ただし、土曜日、日曜

日及び休日を除く。) 午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

イ 交付場所

1 (4) に同じ。

なお、書留郵便により、定型外角 2 の返信用封筒(書留料金切手(1,200 円)を貼り付けたもの)を同封して交付依頼があった場合には郵送する。

(2) 説明会の開催

募集要項に関する説明会を以下のとおり開催する。

ア 開催日時

平成 21 年 7 月 30 日(木) 午後 2 時

イ 開催場所

静岡県立こども病院西館 3 階 映像情報室

(3) 提案書の提出

提案競技に参加を希望する者は、募集要項に基づいて作成した提案書を持参し提出すること。

ア 提出先

1 (4) に同じ。

イ 提出期限

平成 21 年 8 月 13 日(木) まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

ウ 提出部数

20 部

エ その他

提案書の提出後、後日ヒアリングを受けるものとする。

4 開発候補者を決定するための評価基準

(1) 会社の業務経歴

業務実績

(2) 技術職員の経歴及び能力

担当予定の総括責任者及び担当者の資格、経歴及び業務実績

(3) 業務実施方針及び手法

本業務に対する理解度、実施方針の妥当性、提案の的確性・独創性・実現性・経済性等

5 開発候補者の決定

開発候補者は、静岡県立こども病院電子カルテシステム選考委員会において、評価基準を基に提案内容のほか、システム開発費、運用・管理費等を総合的に検討し決定する。

6 開発候補者の取扱い

5 により決定した開発候補者と本業務の委託契約の交渉を行う。

7 その他

- (1) 詳細は募集要項による。
- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (3) 関連情報を入手する照会窓口は、1（4）に同じ。